

令和 4 年 第 3 回
市議会定例会資料

その 3

目 次

議案第 7 0 号關係	-----	1
議案第 7 1 号關係	-----	3
議案第 7 3 号關係	-----	4
議案第 7 4 号關係	-----	1 5
議案第 7 5 号關係	-----	1 6
議案第 7 6 号關係	-----	1 7
報告第 2 1 号關係	-----	1 8
報告第 2 2 号關係	-----	1 9
報告第 2 3 号關係	-----	2 0

令和4年第3回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第8号)

(歳出)

(単位:千円)

項目番号	(款)項目 事業名 (主管課)	補正額	説明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 民生費(項)社会福祉費 (目) 社会福祉総務費	12,022	12,022				
	職員給与費 (職員課)						
	物価高騰への生活支援対策として、国による住民税非課税世帯等に対する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の給付事務に従事する職員に係る時間外勤務手当を増額するもの。						
	*決定過程 理事者調整(令和4年9月13日)						
2	(款) 民生費(項)社会福祉費 (目) 社会福祉総務費	1,339	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	国民健康保険事業特別会計繰出金 (保険年金課)						
	国民健康保険事業特別会計における第三者行為損害賠償請求事務手数料の増額に伴い、繰出金を増額するもの。						
	*決定過程 理事者調整(令和4年9月13日)						
3	(款) 民生費(項)社会福祉費 (目) 社会福祉総務費	1,300,000	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 (生活支援課)		1,300,000				
	物価高騰への生活支援対策として、国による住民税非課税世帯等に対する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を支給することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。						
	*決定過程 理事者調整(令和4年9月13日)						
4	(款) 民生費(項)社会福祉費 (目) 社会福祉総務費	246,476	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事務費 (生活支援課)		246,476				
	物価高騰への生活支援対策として、国による住民税非課税世帯等に対する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を支給することに伴い、報酬、会計年度任用職員期末手当、共済費、費用弁償、消耗品費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及び賃借料を増額するもの。						
	*決定過程 理事者調整(令和4年9月13日)						
5	(款) 民生費(項)児童福祉費 (目) 地域児童福祉費	8,763	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	放課後児童健全育成事業費 (保育課)		2,921	2,921			
	放課後児童支援員等の処遇改善を実施するため、負担金補助及び交付金を増額するもの。						
	*決定過程 理事者調整(令和4年9月13日)						
6	(款) 衛生費(項)保健衛生費 (目) 保健衛生総務費	11,025	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	職員給与費 (職員課)		11,025				
	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、初回接種の完了者を対象としたオミクロン株対応ワクチン接種に従事する職員に支給する時間外勤務手当を増額するもの。						
	*決定過程 理事者調整(令和4年9月13日)						
7	(款) 衛生費(項)保健衛生費 (目) 予防費	1,187,888	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	新型コロナウイルスワクチン接種事業費 (健康増進課)		1,187,888				
	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、初回接種の完了者を対象としたオミクロン株対応ワクチン接種の実施に伴い、報酬、会計年度任用職員期末手当、費用弁償、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及び賃借料を増額するもの。						
	*決定過程 理事者調整(令和4年9月13日)						

令和4年第3回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第8号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) 事 業 名 (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	(款) 農林水産業費 (項) 農業費 (目) 農地費						3,583
8	農業用排水路維持管理事業費 (農業水産課)	3,583	原油価格の高騰による、電気料金の上昇に伴い、光熱水費を増額するもの。				3,583
	*決定過程 理事者調整(令和4年9月13日)						
	(款) 農林水産業費 (項) 農業費 (目) 農地費		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
9	農地保全管理経費 (農業水産課)	96					96
	原油価格の高騰による、電気料金の上昇に伴い、光熱水費を増額するもの。						
	*決定過程 理事者調整(令和4年9月13日)						

令和4年第3回定例会補正予算の主な事業の概要

国民健康保険事業特別会計(令和4年度 補正第2号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款項目) 事業名 (主管課)	補正額	説明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費						1,339
1	一般管理経費 (保険年金課)	1,339					1,339

国民健康保険団体連合会に支払う第三者行為損害賠償請求事務手数料の増額に伴い、手数料を増額するもの。

*決定過程 理事者調整(令和4年9月13日)

茅ヶ崎市職員給与条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

診療報酬の算定方法の改正により新設された看護職員待遇改善評価料を療養の給付に要する費用の額として算定することにより、茅ヶ崎市立病院に勤務する職員のうち看護師等である者の給与の額を引き上げるため提案する。

2 根拠法規

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 3 項
- (2) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項

3 条例の概要

- (1) 茅ヶ崎市立病院に勤務する職員のうち保健師、助産師、看護師及び准看護師である者に対し給料月額のほか支給している給料の額を、給料月額に 1,000 分の 18 を乗じて得た額に引き上げることとした。（附則第 3 項関係）
- (2) この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行することとした。

茅ヶ崎市職員給与条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 略 (病院の看護師等の給料の特例)</p> <p>3 医療職給料表(3) の適用を受ける職員には、当分の間、給料月額のほか、給料月額に<u>1, 0 0 分の 1 8</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料として支給する。</p> <p>4</p> <p>（略</p> <p>6</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 略 (病院の看護師等の給料の特例)</p> <p>3 医療職給料表(3) の適用を受ける職員には、当分の間、給料月額のほか、給料月額に<u>1, 0 0 分の 6</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料として支給する。</p> <p>4</p> <p>（略</p> <p>6</p>

茅ヶ崎市職員給与条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、べき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○地方公務員法

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第二十四条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

- 2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他的事情を考慮して定められなければならない。
- 3 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。
- 4 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。
- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

○健康保険法

（療養の給付に関する費用）

第七十六条 保険者は、療養の給付に関する費用を保険医療機関又は保険薬局に支払うものとし、保険医療機関又は保険薬局が療養の給付に関し保険者に請求することができる費用の額は、療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に関し被保険者が当該保険医療機関又は保険薬局に対して支払わなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。

- 2 前項の療養の給付に要する費用の額は、厚生労働大臣が定めるところにより、算定するものとする。
- 3 保険者は、厚生労働大臣の認可を受けて、保険医療機関又は保険薬局との契約により、当該保険医療機関又は保険薬局において行われる療養の給付に関する第一項の療養の給付に要する費用の額につき、前項の規定により算定される額の範囲内において、別段の定めをすることができる。
- 4 保険者は、保険医療機関又は保険薬局から療養の給付に関する費用の請求があったときは、第七十条第一項及び第七十二条第一項の厚生労働省令並びに前二項の定めに照らして審査の上、支払うものとする。
- 5 保険者は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）又は国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に委託することができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、保険医療機関又は保険薬局の療養の給付に関する費用の請求について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

○高齢者の医療の確保に関する法律

(療養の給付に関する基準)

第七十一条 療養の給付の取扱い及び担当に関する基準並びに療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準については、厚生労働大臣が中央社会保険医療協議会の意見を聴いて定めるものとする

2 中央社会保険医療協議会は、社会保険医療協議会法(昭和二十五年法律第四十七号)第二条第一項の規定にかかわらず、前項の規定により意見を求められた事項について審議し、及び文書をもつて答申するほか、同項に規定する事項について、自ら厚生労働大臣に文書をもつて建議することができる。

(新設)

13 初診に係る十分な情報を取得する体制として別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす歯科診療を実施している保健医療機関を受診した患者に対して初診を行った場合は、医療情報・システム基盤整備体制充実加算1として、月1回に限り4点を所定点数に加算する。ただし、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により当該患者に係る診療情報を取得等した場合又は他の保健医療機関から当該患者に係る診療情報の提供を受けた場合又ては、医療情報・システム基盤整備体制充実加算2として、月1回に限り2点を所定点数に加算する。

A 0 0 1

(略)
第2節 再診料区分
A 0 0 2 再診料

1・2 (略)

注1～6 (略)

7 患者又はその看護に当たっている者がから電話等によって治療上の意見を求められて指示をした場合は、再診料を算定する。

8・9 (略)

(削る)

8・9 (略)

10 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす歯科診療を実施している保健医療機関を受診した患者に対して、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により、当該患者に係る診療情報を取得した上で再診を行った場合は、電子的保健医療情報活用加算として、月1回に限り4点を所定点数に加算する。

A 0 0 1 (略)
第2節 再診料区分
A 0 0 2 再診料

1・2 (略)

注1～6 (略)

7 患者又はその看護に当たっている者がから電話等によって治療上の意見を求められて指示をした場合は、再診料を算定する。ただし、この場合において、注10に規定する加算は算定しない。

第2部 入院料等

通則
第2部 入院料等

1 健康保険法第63条第1項第5号及び高齢者医療確保法第64条第1項第5号による入院及び看護の費用は、第1節から第5節までの各区分の所定点数により算定する。この場合において、特に規定する場合を除き、通常必要とされる療養環境の提供、看護及び歯科医学的管理に要する費用は、第1節、第3節又は第4節の各区分の所定点数に含まれる。

2～7 (略)

第1節～第4節 (略)
第5節 看護職員処遇改善評価料第1節～第4節 (略)
(新設)

A 5 0 0 看護職員処遇改善評価料
注 医科点数表の区分番号A 5 0 0に掲げる看護職員処遇改善評価料の注に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保健医療機関に入院している患者であつて、第1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む)、第3節の特定入院料又は第4節の短期滞在手術等基本料を算定しているものについて、医科点数表の区分番号A 5 0 0に掲げる看護職員処遇改善評価料の例により算定する。

第2章 特掲診療料
第1部 医学管理等区分
B 0 0 0からB 0 0 0～3まで～B 0 0 4～1～5 (略)

4

第2章 特掲診療料
第1部 医学管理等
区分
B 0 0 0からB 0 0 0～3まで～B 0 0 4～1～5 (略)

注 看護職員の処遇の改善を図る体制その他事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者であつて、第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む）、第3節の特定入院料又は第4節の短期滞在手術等基本料を算定しているものについて、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

第2章 特掲診療料

第1部 医学管理料

通則 (略)

第1節 医学管理料等

区分

B 0 0 0 ・ B 0 0 1 (略)

B 0 0 1 — 2 小児科外来診療料 (1日につき)

1・2 (略)

注1・2 (略)

3 注4に規定する加算、区分番号A 0 0 0 に掲げる初診料の注7、注8、注10及び注15に規定する加算、区分番号A 0 0 1 に掲げる再診料の注5及び注6に規定する加算、区分番号A 0 0 2 に掲げる外来診療料の注8及び注9に規定する加算、通則第3号から第5号までに規定する加算、区分番号B 0 0 1 — 2 — 2 に掲げる地域連携小兒見聞・休日診療料、区分番号B 0 0 1 — 2 — 5 に掲げる院内トリアージ実施料、区分番号B 0 0 1 — 2 — 6 に掲げる夜間休日救急搬送医学管理料、区分番号B 0 1 0 に掲げる診療情報提供料(Ⅰ)、区分番号B 0 1 1 に掲げる連携強化診療情報提供料及び区分番号C 0 0 0 に掲げる往診料（同区分番号の注1から注3までに規定する加算を含む。）を除く、診療に係る費用は、小児科外来診療料に含まれるものとする。ただし、区分番号A 0 0 0 に掲げる初診料の注7及び注8に規定する加算を算定する場合については、それぞれの加算点数から115点を減じた点数を、区分番号A 0 0 1 に掲げる再診料の注5及び注6に規定する加算並びに区分番号A 0 0 2 に掲げる外来診療料の注8及び注9に規定する加算を算定する場合については、それぞれの加算点数から70点を減じた点数を算定するものとする。

4 (略)

B 0 0 1 — 2 ~ B 0 0 1 — 2 — 6 (略)

B 0 0 1 — 2 — 7 外来リハビリテーション診療料

1・2 (略)

注1 (略)

通則 (略)

第1節 医学管理料等

区分

B 0 0 0 ・ B 0 0 1 (略)

B 0 0 1 — 2 小児科外来診療料 (1日につき)

1・2 (略)

注1・2 (略)

3 注4に規定する加算、区分番号A 0 0 0 に掲げる初診料の注7、注8及び注10に規定する加算、区分番号A 0 0 1 に掲げる再診料の注5及び注6に規定する加算、区分番号A 0 0 2 に掲げる外来診療料の注8及び注9に規定する加算、通則第3号から第5号までに規定する加算、区分番号B 0 0 1 — 2 — 2 に掲げる地域連携小兒見聞・休日診療料、区分番号B 0 0 1 — 2 — 5 に掲げる院内トリアージ実施料、区分番号B 0 0 1 — 2 — 6 に掲げる夜間休日救急搬送医学管理料、区分番号B 0 1 0 に掲げる診療情報提供料(Ⅰ)、区分番号B 0 1 1 に掲げる連携強化診療情報提供料及び区分番号C 0 0 0 に掲げる往診料（同区分番号の注1から注3までに規定する加算を含む。）を除く、診療に係る費用は、小児科外来診療料に含まれるものとする。ただし、区分番号A 0 0 0 に掲げる初診料の注7及び注8に規定する加算を算定する場合については、それぞれの加算点数から115点を減じた点数を、区分番号A 0 0 1 に掲げる再診料の注5及び注6に規定する加算並びに区分番号A 0 0 2 に掲げる外来診療料の注8及び注9に規定する加算を算定する場合については、それぞれの加算点数から70点を減じた点数を算定するものとする。

4 (略)

B 0 0 1 — 2 — 7 ~ B 0 0 1 — 2 — 6 (略)

B 0 0 1 — 2 — 7 外来リハビリテーション診療料

1・2 (略)

注1 (略)

<u>160</u>	看護職員処遇改善評価料160	290点
<u>161</u>	看護職員処遇改善評価料161	300点
<u>162</u>	看護職員処遇改善評価料162	310点
<u>163</u>	看護職員処遇改善評価料163	320点
<u>164</u>	看護職員処遇改善評価料164	330点
<u>165</u>	看護職員処遇改善評価料165	340点

120	看護職員処遇改善評価料120	120点
121	看護職員処遇改善評価料121	121点
122	看護職員処遇改善評価料122	122点
123	看護職員処遇改善評価料123	123点
124	看護職員処遇改善評価料124	124点
125	看護職員処遇改善評価料125	125点
126	看護職員処遇改善評価料126	126点
127	看護職員処遇改善評価料127	127点
128	看護職員処遇改善評価料128	128点
129	看護職員処遇改善評価料129	129点
130	看護職員処遇改善評価料130	130点
131	看護職員処遇改善評価料131	131点
132	看護職員処遇改善評価料132	132点
133	看護職員処遇改善評価料133	133点
134	看護職員処遇改善評価料134	134点
135	看護職員処遇改善評価料135	135点
136	看護職員処遇改善評価料136	136点
137	看護職員処遇改善評価料137	137点
138	看護職員処遇改善評価料138	138点
139	看護職員処遇改善評価料139	139点
140	看護職員処遇改善評価料140	140点
141	看護職員処遇改善評価料141	141点
142	看護職員処遇改善評価料142	142点
143	看護職員処遇改善評価料143	143点
144	看護職員処遇改善評価料144	144点
145	看護職員処遇改善評価料145	145点
146	看護職員処遇改善評価料146	150点
147	看護職員処遇改善評価料147	160点
148	看護職員処遇改善評価料148	170点
149	看護職員処遇改善評価料149	180点
150	看護職員処遇改善評価料150	190点
151	看護職員処遇改善評価料151	200点
152	看護職員処遇改善評価料152	210点
153	看護職員処遇改善評価料153	220点
154	看護職員処遇改善評価料154	230点
155	看護職員処遇改善評価料155	240点
156	看護職員処遇改善評価料156	250点
157	看護職員処遇改善評価料157	260点
158	看護職員処遇改善評価料158	270点
159	看護職員処遇改善評価料159	280点

81	看護職員処遇改善評価料81	81点
82	看護職員処遇改善評価料82	82点
83	看護職員処遇改善評価料83	83点
84	看護職員処遇改善評価料84	84点
85	看護職員処遇改善評価料85	85点
86	看護職員処遇改善評価料86	86点
87	看護職員処遇改善評価料87	87点
88	看護職員処遇改善評価料88	88点
89	看護職員処遇改善評価料89	89点
90	看護職員処遇改善評価料90	90点
91	看護職員処遇改善評価料91	91点
92	看護職員処遇改善評価料92	92点
93	看護職員処遇改善評価料93	93点
94	看護職員処遇改善評価料94	94点
95	看護職員処遇改善評価料95	95点
96	看護職員処遇改善評価料96	96点
97	看護職員処遇改善評価料97	97点
98	看護職員処遇改善評価料98	98点
99	看護職員処遇改善評価料99	99点
100	看護職員処遇改善評価料100	100点
101	看護職員処遇改善評価料101	101点
102	看護職員処遇改善評価料102	102点
103	看護職員処遇改善評価料103	103点
104	看護職員処遇改善評価料104	104点
105	看護職員処遇改善評価料105	105点
106	看護職員処遇改善評価料106	106点
107	看護職員処遇改善評価料107	107点
108	看護職員処遇改善評価料108	108点
109	看護職員処遇改善評価料109	109点
110	看護職員処遇改善評価料110	110点
111	看護職員処遇改善評価料111	111点
112	看護職員処遇改善評価料112	112点
113	看護職員処遇改善評価料113	113点
114	看護職員処遇改善評価料114	114点
115	看護職員処遇改善評価料115	115点
116	看護職員処遇改善評価料116	116点
117	看護職員処遇改善評価料117	117点
118	看護職員処遇改善評価料118	118点
119	看護職員処遇改善評価料119	119点

41	看護職員処遇改善評価料41	41点
42	看護職員処遇改善評価料42	42点
43	看護職員処遇改善評価料43	43点
44	看護職員処遇改善評価料44	44点
45	看護職員処遇改善評価料45	45点
46	看護職員処遇改善評価料46	46点
47	看護職員処遇改善評価料47	47点
48	看護職員処遇改善評価料48	48点
49	看護職員処遇改善評価料49	49点
50	看護職員処遇改善評価料50	50点
51	看護職員処遇改善評価料51	51点
52	看護職員処遇改善評価料52	52点
53	看護職員処遇改善評価料53	53点
54	看護職員処遇改善評価料54	54点
55	看護職員処遇改善評価料55	55点
56	看護職員処遇改善評価料56	56点
57	看護職員処遇改善評価料57	57点
58	看護職員処遇改善評価料58	58点
59	看護職員処遇改善評価料59	59点
60	看護職員処遇改善評価料60	60点
61	看護職員処遇改善評価料61	61点
62	看護職員処遇改善評価料62	62点
63	看護職員処遇改善評価料63	63点
64	看護職員処遇改善評価料64	64点
65	看護職員処遇改善評価料65	65点
66	看護職員処遇改善評価料66	66点
67	看護職員処遇改善評価料67	67点
68	看護職員処遇改善評価料68	68点
69	看護職員処遇改善評価料69	69点
70	看護職員処遇改善評価料70	70点
71	看護職員処遇改善評価料71	71点
72	看護職員処遇改善評価料72	72点
73	看護職員処遇改善評価料73	73点
74	看護職員処遇改善評価料74	74点
75	看護職員処遇改善評価料75	75点
76	看護職員処遇改善評価料76	76点
77	看護職員処遇改善評価料77	77点
78	看護職員処遇改善評価料78	78点
79	看護職員処遇改善評価料79	79点
80	看護職員処遇改善評価料80	80点

(新設)

第5節 看護職員処遇改善評価料

区分 A500
看護職員処遇改善評価料 (1日につき)

1 看護職員処遇改善評価料 1	1点
2 看護職員処遇改善評価料 2	2点
3 看護職員処遇改善評価料 3	3点
4 看護職員処遇改善評価料 4	4点
5 看護職員処遇改善評価料 5	5点
6 看護職員処遇改善評価料 6	6点
7 看護職員処遇改善評価料 7	7点
8 看護職員処遇改善評価料 8	8点
9 看護職員処遇改善評価料 9	9点
10 看護職員処遇改善評価料 10	10点
11 看護職員処遇改善評価料 11	11点
12 看護職員処遇改善評価料 12	12点
13 看護職員処遇改善評価料 13	13点
14 看護職員処遇改善評価料 14	14点
15 看護職員処遇改善評価料 15	15点
16 看護職員処遇改善評価料 16	16点
17 看護職員処遇改善評価料 17	17点
18 看護職員処遇改善評価料 18	18点
19 看護職員処遇改善評価料 19	19点
20 看護職員処遇改善評価料 20	20点
21 看護職員処遇改善評価料 21	21点
22 看護職員処遇改善評価料 22	22点
23 看護職員処遇改善評価料 23	23点
24 看護職員処遇改善評価料 24	24点
25 看護職員処遇改善評価料 25	25点
26 看護職員処遇改善評価料 26	26点
27 看護職員処遇改善評価料 27	27点
28 看護職員処遇改善評価料 28	28点
29 看護職員処遇改善評価料 29	29点
30 看護職員処遇改善評価料 30	30点
31 看護職員処遇改善評価料 31	31点
32 看護職員処遇改善評価料 32	32点
33 看護職員処遇改善評価料 33	33点
34 看護職員処遇改善評価料 34	34点
35 看護職員処遇改善評価料 35	35点
36 看護職員処遇改善評価料 36	36点
37 看護職員処遇改善評価料 37	37点
38 看護職員処遇改善評価料 38	38点
39 看護職員処遇改善評価料 39	39点
40 看護職員処遇改善評価料 40	40点

○厚生労働省告示第1146号
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第一項（同法第一百四十九条において準用する場合を除む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項の規定に基づき、診療報酬の算定方法（平成11年厚生労働省告示第五十九号）の一編を次の趣のものに改正し、令和四年十月一日から適用する。
令和四年九月五日

「議案第74号和解について」の経過報告

事故発生日時 令和3年12月23日 午後0時22分頃
 事故発生場所 若松町2番9号先
 事故当事者 相手方 市内在住の女性
 当 方 茅ヶ崎市

経 過

令和3年12月23日 事故発生
 令和3年12月23日 消防指導課より資産経営課へ事故発生の連絡をする。
 令和3年12月23日 事故発生を公益社団法人全国市有物件災害共済会の
 基幹システムにて事故録し、電話で連絡する。

和解内容

区分	茅ヶ崎市	相手方
損害額 (算出内訳)	0円	721,996円 (修理費) 6,348円 (治療費) 212,840円 (通院交通費等) 36,200円 (休業損害) 256,000円 (慰謝料) 206,400円 (その他) 4,208円
過失割合	100%	0%
賠償額 (算出内訳)	721,996円 (相手方の損害額) $721,996\text{円} \times 100\% = 721,996\text{円}$	

「議案第75号和解について」の経過報告

事故発生日時 令和4年5月27日 午前8時2分頃
 事故発生場所 寒川町宮山396番地（茅ヶ崎消防寒川分署車庫内）
 事故当事者 相手方 寒川町
 当 方 茅ヶ崎市

経過

令和4年5月27日 事故発生
 令和4年5月27日 警防救命課より資産経営課へ事故発生の連絡をする。
 令和4年5月27日 事故発生を公益社団法人全国市有物件災害共済会の基幹システムにて事故録し、電話で連絡する。

和解内容

区分	茅ヶ崎市	相手方
損害額	0円	1,434,400円 (修理費) 1,434,400円
(算出内訳)		
過失割合	100%	0%
賠償額	1,434,400円	
(相手方の損害額) (算出内訳)	$1,434,400\text{円} \times 100\% = 1,434,400\text{円}$	

「議案第76号和解について」の経過報告

事故発生日時 令和3年10月22日 午後4時頃

事故発生場所 学校北側敷地外駐車場

事故当事者 相手方 市外在住の男性

当 方 茅ヶ崎市

経 過

令和3年10月22日 事故発生

令和4年 2月21日 鶴が台中学校長より事故発生の連絡を受ける。

令和4年 4月20日 事故報告書を損害保険ジャパン株式会社へ提出する。

示談内容

区分	茅ヶ崎市	相手方
損害額		955,614円
(算出内訳)		(修理費) 350,614円 (代車費用) 605,000円
過失割合	100%	0%
賠償額	955,614円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) 955,614円 × 100% = 955,614円	

「報告第21号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和4年3月2日 午前9時35分頃
 事故発生場所 幸町3番5号先
 事故当事者 相手方 市内所在のマンション管理組合
 当 方 茅ヶ崎市

経過

令和4年 3月2日 事故発生
 令和4年 3月2日 環境事業センターより資産経営課へ事故発生の連絡を受ける。
 令和4年 3月2日 事故発生を公益社団法人全国市有物件災害共済会へ電話で連絡する。
 令和4年 9月5日 専決処分（示談の締結）をする。

示談内容

区分	茅ヶ崎市	相手方
損害額		39,600円
(算出内訳)		(修理費) 39,600円
過失割合	100%	0%
賠償額	39,600円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) 39,600円×100% =39,600円	

「報告第22号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和4年5月16日 午前7時30分頃

事故発生場所 鶴嶺中学校隣家

事故当事者 相手方 市内在住の男性

当 方 茅ヶ崎市

経 過

令和4年 5月16日 事故発生

令和4年 5月16日 鶴嶺中学校教頭より事故発生の連絡を受ける。

令和4年 9月 5日 専決処分（示談の締結）をする。

示談内容

区分	茅ヶ崎市	相手方
損害額		60,500円
(算出内訳)		(修理費) 60,500円
過失割合	100%	0%
賠償額	60,500円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) 60,500円×100% = 60,500円	

「報告第23号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和4年7月28日 午前10時50分頃
 事故発生場所 中島1399番3号先
 事故当事者 相手方 市内在住の男性
 当 方 茅ヶ崎市

経 過

令和4年 7月28日 事故発生
 令和4年 7月28日 こども育成相談課より資産経営課へ事故発生の連絡を受ける。
 令和4年 7月28日 事故発生を公益社団法人全国市有物件災害共済会の基幹システムにて事故登録し、電話で連絡する。
 令和4年 9月 5日 専決処分（示談の締結）をする。

示談内容

区分	茅ヶ崎市	相 手 方
損害額		45,130円
(算出内訳)		(修理費) 45,130円
過失割合	100%	0%
賠償額	45,130円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) 45,130円×100% =45,130円	